

平成 31 年 1 月 16 日

一般社団法人 電子情報技術産業協会
法務・知的財産運営委員会

産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 報告書
「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて（案）」に対する意見

今般、産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会にて検討されてきました意匠制度の見直しに関して、当協会では、法務・知的財産運営委員会において議論して参りました。

ご提示いただいた見直し案に関する会員企業の意見について、別添の通り提出いたします。賛成意見がある一方で、疑問や不明確な点が残っているとの意見もあり、賛成とする中にも懸念点が多いという意見もあるため、今後の立法や円滑な運用に向け、ご配慮頂けるようお願いいたします。

以上

■A社

意見1

該当箇所：

1. 画像デザインの保護

意見内容：

①保護対象の拡大にあたっては、審査基準・ガイドライン等において、「機器等の機能」の考え方や限定の粒度について明記し、事例を充実させるなどして、類否関係を明確にさせていただくことを希望する。

②クリアランス負担の低減のため、以下の対応を希望する。

- ・画像意匠の「機能」分類の新設
- ・「画像意匠公報検索支援ツール」の機能拡充
(分類やキーワードによる振分け機能の追加、類似画像検索精度の向上など)
- ・「公知意匠」画像の検索が可能となるデータベースの提供

③侵害行為については、「アプリを作成する行為」、「ネットワークを通じて提供する行為」及び「クラウドサーバーにアップロードする行為」を「侵害とみなす行為」とすることについては、現行法において曖昧であったから、明確な規定を設けることについては、歓迎する。なお、「端末でアプリを使用する行為」について、“一般ユーザーが「業として」使用していない場合”が対象とならない旨、条文に明記するとともに、ガイドライン等で明確化すべきではないか。

理由：

①については、画像意匠が、従来の「物品」による限定から「機器等の機能」による限定に変更されることにより、保護対象が広範になり、侵害の予見性が難しくなり、権利侵害リスクが高まることが懸念される。

「機器等の機能」で権利範囲の限定が成されるとはいえ、その「機器等の機能」の考え方や限定の粒度、及び類否関係が不明確であると考えられるため。

②については、保護対象の拡大により、クリアランス負担が増大すると考えられるため

③については、現行法において曖昧であったから、明確な規定を設けることについては、歓迎するが、「端末でアプリを使用する行為」については、その対象を明確にするべきであると考えられるため。

意見2

該当箇所：

3. 関連意匠制度の拡充

意見内容：

①関連意匠にのみ類似する関連意匠について、『“自己”の登録意匠や“自己”の公知意匠』については、新規性や創作非容易性の判断において考慮されない』という点について、審査基準やガイドラインの改定で止めるのではなく、法律の改正として関連する条文の見直しを行うべきと考える。

②今回の改正点を説明会等で周知を徹底していただきたいと考える。

理由：

①関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録に関する重要な要件であるため。

*「報告書」において「”自己”の登録意匠や”自己”の公知意匠」についての直接的な記載はありませんでしたが、『”自己”の登録意匠や”自己”の公知意匠」については、新規性や創作非容易性の判断において考慮されない』という点については、第9回意匠制度小委員会の議事の中で「あくまで関連意匠制度というのは、自分との関係で新規性喪失の例外となるという整理で考えております。」（平成30年11月5日開催の第9回意匠制度小委員会議事録P18より引用）との説明がありました。

②については、関連意匠制度は海外にない特殊な制度であり、今回の改正により複雑化するため。

意見3

該当箇所：

4. 意匠権の存続期間の延長

意見内容：

存続期間を25年とすることに関し、特許よりも権利期間が5年長くなることについて、その必要性も含め、疑問を感じる。

理由：

①特許から意匠への出願変更に関して、特許の権利期間満了間際に意匠への出願変更を行うと、実質的に5年間の権利期間の延長になるため

②現状、権利満了まで維持される件数の比率は、平成28年に22%（「報告書」P10により引用）とさほど高くないため。

意見4

該当箇所：

5. 複数意匠一括出願の導入

意見内容：

今回の改正により、外国からの複数意匠一括出願（国際出願含む）の形式的な拒絶通知が減るので、賛成する。

理由：

現状、日本において複数意匠一括出願が認められていないことによる外国からの出願に対する拒絶理由が、今回の改正により減るため

意見5

該当箇所：

6. 物品区分の扱いの見直し

意見内容：

直ちに拒絶しない仕組みは賛同する。

現状行われている物品の職権訂正の機会も広げていただきたい。

理由：

物品の記載のみを理由とした拒絶理由が減ることにより、事務負担が軽減されるため。

該当箇所：

1. 画像デザインの保護

意見内容：

「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて（案）」（以下、「見直し案」）第1項においては、画像デザインの権利範囲について、「その画像が関連する機器等の機能により、一定の限定がかかるようにする」とあり、当該限定については、広範ではない適切な機能範囲とすることであれば賛成である。なお、機能範囲が曖昧で限定的でない場合には抵触関係がいたずらに拡大することを強く懸念する。また、「人間工学等の観点からユーザの快適さを追求すると必然的に共通なものとなる画像デザイン」については、意匠法第3条第1項と第2項、同法第5条第3号で拒絶されるとの見解が示されており、具体的な新基準への反映を希望する。これらの措置に加え、下記理由③のとおり、創作性についても、創作性に疑問がある表形式の画像にすぎないもの等が登録になっている現状に鑑み、下記理由①に記述するようにデザイナーを入れない現場で開発した画像デザインが対象外になるよう、画像デザインの創作性の判断は、従来よりも高い基準で審査されることを希望する。

理由：

見直し案第1項においては、物品に記録されていない表示画像や操作画像が保護対象になる方向性が出されている。しかしながら、クラウドで利用されるアプリケーションソフトウェア等の画像デザインについては、①従来の保護対象であったパッケージソフトウェアや専用機の画像とは異なり、膨大な画像デザインの開発が行われ、当該画像デザインは必ずしも計画的な開発が行われるわけではなく、アジャイル開発のようにアプリケーションソフトウェアの利用の現場で、いわゆるデザイナーがデザインするのではなく利用者の要望に応じて画像デザインの開発が行われる場合もあることから、このような開発においてはデザインの画定においてクリアランスは事実上不可能、②物品要件が外れると、画像デザインに広範な権利を与えることになり、かえって画像デザインの開発に萎縮効果が出るのが強く懸念されること、③画像デザインに関する現在までの登録例を見るに、必ずしも創作性が高いとは思われない画像が登録されている例が散見されることにより、特に大規模クラウドを扱う者にとっては、意匠権侵害の防止に関するリスクコントロールが不可能になることが懸念される。

上記意見内容に記載の施策により、コントロール可能なりスクになると考える。

該当箇所：

1. 画像デザインの保護

「一方、当該アプリがアップロードされたサーバーを管理する行為は、実施行為には含まれない方向で検討することが適当である。」

意見内容：

意匠の実施行為については、見直し案における「当該アプリがアップロードされたサーバーを管理する行為は、実施行為には含まれない方向で検討することが適当」について賛同する。しかし、画像デザインについて、平成22年（ネ）第10076号（いわゆるチュッパチャプス事件）と同等の基準が適用されない立法措置を要望する。

理由：

商標権侵害に関する「チュッパチャプス事件」においては、出店サイトの運営、管理を行う者の損害賠償責任が肯定されている。しかし、例えばクラウドにおける顧客管理領域については、クラウド提供者は関与できない場合が多々あり、そもそも覚知することが困難である。仮に意匠権侵害の可能性を覚知したとしても、契約上対応が不可能な場合がある。過失推定の適用除外等、直ちにクラウド提供者に差止請求、損害賠償が及ばない立法措置を希望する。

上記意見内容に記載の施策により、コントロール可能なリスクになると考える。

意見 3

該当箇所：

2. 空間デザインの保護

意見内容：

空間デザインについては、①意匠法第3条第1項、同第2項、同法第5条第3号の厳格な適用、②願書への什器の組み合わせや配置等の特徴説明の義務化と公報記載による審査により補正された特徴記載の明示を要望する。

次に、建築物については、見直し案においては、「著作権法で保護することも考えられるが、同法で保護される建築物はいわゆる建築芸術が主である」との記載がある。著作権法と意匠法の保護客体の棲み分けまたは重畳適用の調整規定を条文において明記されることを要望する。

理由：

上記①については、例えば IT 機器においては、冷却を必要とするほとんどのサーバー、ストレージ等の情報処理機器は、前面吸気と背面排気で冷却を行っており、情報処理機器を設置する部屋（いわゆるサーバールーム）の形状、空調機器の場所等により、情報処理機器の配置が決まってしまうという問題がある。意匠法第3条第1項、同第2項、同法第5条第3号の厳格な適用により、機能的に必然となるサーバー配置等の空間デザインは確実に拒絶される審査運用を要望する。

また、上記②については、出願人による特徴説明がない場合は、図面のどこに権利が認められているかが明確でないことによる無用の紛争の発生、紛争解決の長期化、権利回避の困難性の増大等の問題が生ずる。適切な権利行使を担保するためにも、特徴説明の義務化と、登録時点での特徴が明確になるよう審査官による補正命令の対象とし、公報記載事項とすることにより、意匠権の対象が明確になるよう要望する。

さらに、建築物については、見直し案からは、著作権法で保護される保護客体と意匠法で新たに保護される客体が、峻別されるか重複するかが分からない。条文において権利交錯、重畳適用等の調整規定を含めて明記されることを望む。

意見 4

該当箇所：

3. 関連意匠制度の拡充

意見内容：

関連意匠の審査にあたっては、他人による登録や実施に基づく新規性と創作非容易性は、通常の出願と同様に判断されるべきと考える。

また、本制度施行の後、一定期間の後に、類似の連鎖の弊害を調査し、必要により連鎖の歯止めを検討すべきと考える。

理由：

見直し案においては、①関連意匠の出願は、本意匠の出願日から10年間、②関連意匠にのみ類似する関連意匠は連鎖する全てを登録可能とするとしている。

弊社が、当初懸念していた時間的な連鎖は10年の歯止めがかかるが、類似の連鎖が無制限になっていることを懸念する。見直し案第9ページ第3行目以降に記載の「関連意匠Aの意匠公報発行後に他人が登録した意匠や他人が実施して公知となっている意匠等については、新規性や創作非容易性の判断において考慮されるようにすべき」とある。見直し案における関連意匠にのみ類似する意匠の登録は、あくまで新規性や創作非容易性の要件を、同一出願人に限って緩和する例外措置と考えるべきであるため、関連意匠の審査にあたっては、他人による登録や実施に基づく新規性と創作非容易性は、通常の出願と同様に判断されるべきと考える。

また、特許庁とJEITA間の意匠法改正に関する意見交換において、関連意匠制度の拡大については、本意匠保有者によるサブマリナー的な権利の登録、本意匠保有者による無限の連鎖等について、JEITA側から種々の懸念を出したが、当該懸念の具現化については引き続きウォッチされるべきと考える。

意見5

該当箇所：

5. 複数意匠一括出願の導入

意見内容：

見直し案第11ページにおける「一つの意匠ごとに一つの意匠権を発生させるという原則は維持することとし、実態審査や意匠登録については現行制度と同じく意匠ごとに行う」ことについて賛同する。さらに、発生した意匠権ごとに登録番号が付与され、公報掲載がなされるべきと考える。

理由：

権利行使を受けた場合、被行使者としては、具体的にどの権利との抵触が生じているのかを明確になる必要があると考える。「意匠登録については現行制度と同じく」であれば、1権利につき1つの登録番号が付与されるものと推察するが、複数登録について1つの登録番号の場合、いずれの権利との抵触が主張されているかが不明確になり、紛争の長期化、不要の権利についてまで実施許諾を受けなければならない等の問題が発生し、解決が困難になることを懸念する。

■C社

意見1

該当箇所：

全項目

意見内容：

見直し(案)について、全面的に賛成する。5月に発行された「「デザイン経営」宣言」には、デザインはブランド力向上とイノベーション力向上によって企業競争力を高めるものとなっていると記載されている。弊社でもデザイナーがビジネスモデル検討の上流段階から関与する案件が増えている。この結果、弊社にとってのデザインは物品の美観に留まらず、事業コンセプト・お客様への提供価値を体現するものとなっている。

今回の改正案によって、一貫したコンセプトに基づくデザイン開発に対応した条件緩和および保護拡充が実現されると考える。また IoT の普及にも対応した改正案だと考える。

「可能性」の観点で強いてあげるならば、製品自体の寿命が比較的長く、かつ、デザインにブランド価値が生ずる性質の物品については、関連意匠の出願可能期間の 10 年を超えて関連意匠出願のニーズが生ずる場合もあると考える。10年で足りる物品が圧倒的に多いと思われるため、見直し案に反対するものではない。

理由：

(上記意見内容を含む)

■D社

意見1

該当箇所：

1. 画像デザインの保護

「操作画像や表示画像については、画像が物品（またはこれと一体として用いられる物品）に記録・表示されるかどうかにかかわらず保護対象とする。」

意見内容：

保護対象の拡充には同意する。

ただし、クリアランス負担増の懸念が生じるため、例えば

①画像の分類「W**」を、更に細分化する（これにより検索精度を上げることが可能となる）

②画像の検索システムの構築、等

の対応をお願いしたい。

理由：

（上記意見内容を含む）

意見2

該当箇所：

3. 関連意匠制度の拡充

意見内容：

①「(1) 関連意匠の出願可能期間の延長」に関して、「本意匠の権利者による実施（製造・販売等）によって関連意匠の登録が妨げられないようにする」とのことであるが、具体的にどのような範囲までを「本意匠の権利者による実施」と判断されるのか明確にしていきたい。

例えば、

A. 自社の実施（展示会）

B. 自社の実施（展示会）に基づく他社の実施（展示会の記事）

C. 自社の実施（展示会）を見て、他社が自分のものと見せかけてHPに公開、等

様々な公開態様が考えられる。

上記Aは問題ないとしても、BやCまで「本意匠の権利者による実施」といえるのか、その判断基準を明確にしていきたい。さらに、出願人による立証要否、例えば新規性喪失の例外適用等は不要と考えているが、立証する必要がある場合等があれば明確にしていきたい。

②上記に関連して、「本意匠の権利者による実施」と「新規性喪失の例外適用」規定との関係性を明確にしていきたい。

例えば、上記事例の場合、上述したように、Aについて新規性喪失の例外適用を受ける必要性はないと理解しているが、Aで実施した意匠 α に類似する意匠 α' を自社で開発しその後公開した場合、後から意匠 α' を関連意匠として出願する際の新規性の判断はどのようになるのか、意匠 α' については新規性喪失の例外適用を受ける必要性があるのか、等を明確にしていきたい。

関連意匠の時期的要件を緩和いただいたにもかかわらず、「新規性喪失例外の適用」を都度受ける必要性が生じてしまうのであれば手続きが煩わしいため、手続きが簡便になるよう調整をお願いしたい。

理由：

(上記意見内容を含む)

意見3

該当箇所：

5. 複数意匠一括出願の導入

意見内容：

意匠毎に、①出願番号、登録番号等の付与、②公報発行、③関連付けの明示、等が行われ、クリアランス負担増にならないようにお願いしたい。

理由：

(上記意見内容を含む)

■E社

意見1

該当箇所：

1. 画像デザインの保護

意見内容：

画像区分の粒度がどの程度になるかが気になる。クリアランスの負担が過度に増えず、かつ権利範囲が過度に狭くならないところで設定頂きたい。クリアランス対策として、権利化されたものだけでなく特許庁が収集している画像デザインの公知資料を見られるようになれば有難い。審査基準は、類否／創作容易の判断基準となる想定事例を多く盛り込んだ内容となるよう要望する。従来 of 意匠権よりも意図せず権利侵害をしてしまう可能性が高くなる懸念があるため、実施行為についてもガイドラインや説明会等において想定事例を交えて明確にし、ユーザーの不安解消に努めて頂きたい。

理由：

(上記意見内容を含む)

意見2

該当箇所：

2. 空間デザインの保護

意見内容：

審査基準において保護対象や類否／創作容易の考え方を事例を交えて明確にして頂きたい。

理由：

(上記意見内容を含む)

意見3

該当箇所：

3. 関連意匠制度の拡充

意見内容：

審査基準においては文言のみならず、類似範囲や時間軸との関係を表した図等も用いながら、権利者が意図せず権利を消滅させてしまう等の思わぬ事態にならないよう丁寧な解説を要望する。またクリアランス負担軽減として、関連意匠の連鎖で類似関係が複雑になる可能性があるため、ファミリー表示が一目で分かるようなJ-PlatPatの機能改善を望む。

理由：

(上記意見内容を含む)

意見1

該当箇所：

1. 画像デザインの保護

意見内容：

画像意匠については物品との一体性要件を外すことにより「物品に記録されていない画像」及び「物品以外に表示される画像」を意匠法の保護対象とした上で、物品ではなく「画像の機能」を明確にすることによってクリアランス負担軽減を図ることに賛同する。

これにより、拡張現実や仮想現実などに用いられる虚像として表示される画像も保護対象に含まれると考えるが、これら虚像として表示される画像を図面や願書の記載でどのように特定するかという観点での検討も必要であるとする。

また、これらの保護拡充と関連し侵害訴追範囲の明確化のため、画像意匠の実施行為については、特許法のプログラム等の発明に係る実施行為同様の新たな規定を設けることに賛同する。

理由：

IoT、AI等の技術革新により、人がモノを意識せずに情報へ直接アクセスすることが可能になり、これによって画像デザインはユーザーとのタッチポイントとしてより重要な役割を担っていくと考えられる。つまり、画像デザインは物品との関連性が薄れることで活用範囲が広がり、その価値がより高まっていくことになるため、物品との一体性要件はこのような新たな画像デザインの価値を適切に保護するための大きな制約となる。したがって新たな時代に適応した制度とするためにも、画像意匠については物品との一体性要件を外すことで「物品に記録されていない画像」及び「物品以外に表示される画像」を意匠法の保護対象とすることを要望する。

意見2

該当箇所：

3. 関連意匠制度の拡充

意見内容：

関連意匠制度の拡充によって「一貫したコンセプトに基づく製品群のデザイン保護」に関する一部の課題の解決がされることには首肯する。しかし製品開発の実態に照らすと、関連意匠制度の拡充のみでは解決しきれない課題も残るため、関連意匠制度という現行制度の拡充のみではなく新たな制度の導入についても継続した検討を要望する。

理由：

長期間にわたって継続する製品デザインほど、技術の進歩を製品に取り込む必要性などから、部分的には小さいとは言いきれないデザイン変更が生じることも起こりえる。一方で、変更を重ねながらも後になるほどコンセプトの一貫性を表すデザイン要素部分が、より明確に特定されることもある。これは関連意匠制度の修正のみでは解決しきれない課題である。

つまり、本意匠となるべき最初に出願した全体意匠や、部分意匠で特定した要素では、コンセプトの一貫性を表すデザイン要素として過不足が生じてくるケースもあり、この場合には関連意匠制度の拡充だけでは、後継デザインを一群の意匠権で保護することは困難である。

そのため、必ずしも関連意匠制度の拡充のみではなく、例えば、当初は全体意匠だったものを後から部分意匠として抜き出したり、当初の部分意匠で破線で開示していた範囲からこれを実線に含む別の部分意匠とするといったような形で、分割して出願することを可能とする制度を新たに検討いただきたい。(米国の継続出願制度や一部継続出願制度を参考とするような新たな制度)

意見 3

該当箇所：

4. 意匠権の存続期間の延長

意見内容：

意匠権の存続期間を延長することについては賛同するが、存続期間の起算日を登録日から出願日に変更することについては反対である。

理由：

長年に渡って使用され続けている一部の製品デザインに対しては、継続して発生する模倣品への対処の必要性などから意匠権の存続期間延長については賛同する。しかし、起算日の変更については、現行の案件管理を変更するコストと手間をしのぐメリットがもたらされる事態を、弊社としては想定することができていないため反対する。

以上